

1 憲法第9条と自衛権（自衛隊の合憲性）

憲法第9条は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のほか、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合における我が国が主権国として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を行使することは認められているところである。

同条第2項は、「戦力の保持」を禁止しているが、自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することまでも禁止する趣旨のものではなく、この限度を超える実力を保持することを禁止するものである。

我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織としての自衛隊は、憲法に違反するものではない。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭29・12・22
大村防衛庁長官 答弁〕

○大村國務大臣 …政府の見解をあらためて申し述べます。

第一に、憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従って現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持っていることはきわめて明白である。

二、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。一、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。二、他国から武力攻撃があった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することとは本質が違う。従って自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

自衛隊は現行憲法上違反ではないか。憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。

(判例)

○砂川事件判決

(昭34・12・16 最高裁・大法廷)

かくのごとく、同条[編注：憲法第9条]は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかのように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名譽ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しかば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするため必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・12・5 対森 清・衆)

一について

憲法第9条第1項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められているところであると解している。政府としては、このような見解を從来から一貫して採ってきているところである。

二について

憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」という言葉は、同条第1項全体の趣旨、すなわち、同項では国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄しているが、自衛権は否定されておらず、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているということを受けていると解している。

したがって、同条第2項は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。

三について

憲法第9条第2項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するもので、このような意味の交戦権が同項によって否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の武力を行使することが当然に認められているのであって、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

四について

二についてにおいて述べたとおり、我が国が自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第9条の禁止するところではない。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反するものではないことはいうまでもない。

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

二の2のイについて

憲法第9条第1項は、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定し、さらに、同条第2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と規定している。

しかしながら、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解され、そのための必要最小限度の実力を保持することも禁じてはいないと解される。…

(平18・12・1 対鈴木宗男・衆)

二、三、五及び六について

憲法第9条第2項は、「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のもの

であると解している。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない。

(国会答弁例)

[参・内閣委 平21・11・19]
平野内閣官房長官 答弁

○国務大臣(平野博文君) …自衛権、自衛隊合憲の憲法解釈についての御質問でございますが、憲法第9条は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における我が国が主権国として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を行使すると、こういうことについては認められていると私は認識をいたしております。9条の2項につきましては、戦力の保持、これを禁止しておりますが、自衛権の行使を裏付ける自衛のための最小限度の実力を保持することまでも禁止をしている、こういうものではないと、このように考えておりまして、我が国を防衛するための必要な実力組織としての自衛隊は憲法に違反するものではないと、こういう認識に立っております。

(質問主意書・答弁書)

(平22・3・23 対浅尾慶一郎・衆)

一について

憲法第9条は、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は、憲法上認められるものである。

(平22・4・2 対小泉進次郎・衆)

憲法第9条第2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない。

(国会答弁例)

[衆・予算委 平24・2・17]
藤村内閣官房長官 答弁

○石破委員 …私、この間、自衛隊合憲の根拠を聞きました。そのときに、私は芦田修正ということを申しました。政府は立場は違うんだ。そのことは、私、言葉が十分足りなかったと思います。政府は違う立場をとっておられます。芦田修正のロジックと政府のロジックはどこが違いますか。どこが違うんですか、ロジックとして。

○国務大臣(藤村修君) …政府は、従来から、自衛隊の合憲性について、ちょっと繰り返しますが、一に、憲法第9条1項は「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇

又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定し、さらに、同条2項が「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と規定していて、この憲法9条の文言は、我が国として、国際関係において実力の行使をすることを一切禁じているようにも見えます。

がしかし、憲法前文で確認しています日本国民の平和的生存権や、あるいは、先ほど総理もちょっとと言いました、憲法13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法9条は、外部からの武力攻撃によって我が国の平和が現に脅威にさらされ、その独立が危機に瀕して、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から崩されるような状況において、これを排除するために他の適当な手段がない場合に、我が国が国家としての自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするため、必要最小限度の武力の行使を行うことまでは禁じていないと解され、そのための必要最小限の実力を保持することも禁じていないというのが、きょうまでの政府見解だと思います。

2項にありますいわゆる芦田修正は、戦争放棄、戦力不保持を規定した9条を置いた動機が世界平和等の念願にあることを明らかにし、日本国民が平和な世界を創造する熱意があることを表明する趣旨であったというふうに説明されていて、2項の前のところを修正した、最初の書き出しのところですが、というふうに理解しております。

〔衆・平安特委 平27・6・10
横畠内閣法制局長官答弁 対宮本委員〕

○横畠政府特別補佐人 陸海空軍、戦力の不保持につきましては、憲法第9条第2項に明記されております。

憲法で保有することを禁止している戦力につきましては、これまで、自衛のための必要最小限度の実力を超える実力であると解しております。

今般、新三要件のもとでは、国際法上の集団的自衛権として違法性が阻却される武力行使のうち、一定の、我が国に深刻、重大な影響の及ぶもの、そういうものに限つて行使を認めるということにしておりますけれども、それはまさに自衛のための必要最小限度の実力の行使でございまして、まさにこれまで自衛隊が憲法第9条2項で禁じられている戦力に当たらないと言っていた全く同じ理由をもちまして、憲法で禁じられている戦力には当たらないというふうに解されるところでございます。

同じく交戦権についての御指摘がございましたけれども、ポイントは、これまで自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することは当然認められる、それは憲法第9条2項で否認している交戦権とは別のものであるというふうに説明をさせていただいております。

今般の新三要件のもとでの武力の行使につきましても、詳しくはまた申しませんけれども、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使の範囲にとどまるものでございますので、全くこれまでと同じように、この交戦権否認の規定に抵触するとい

うことにはならないと解しております。

(質問主意書・答弁書)

(平27・10・6 対小西洋之・参)

憲法第9条第2項に規定する陸海空軍その他の戦力の保持の禁止については、衆議院議員小泉進次郎君提出憲法第9条第2項の戦力と自衛隊の戦力に関する質問に対する答弁書（平成22年4月2日内閣衆質174第303号）[編注：4頁参照]において、「憲法第9条第2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない。」と述べたとおりである。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）[編注：149頁参照]でお示しし、平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号口に明記されている「武力の行使」の三要件を満たす「武力の行使」は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であって、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使にとどまるものであるから、その行使のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は、先に述べたとおり憲法第9条第2項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない。

1—A　自衛隊の軍隊性

自衛隊が軍隊であるかどうかは、結局は軍隊の定義いかんに帰する問題である。

自国を防衛することを主たる任務とし自衛の措置としての「武力の行使」を行う組織を軍隊というのであれば、自衛隊も軍隊であるということになるが、我が憲法によれば、自衛隊の保持し得る実力は、自衛のための必要最小限度の実力に限定されるとともに、交戦権を認められないという厳しい制約を課せられているという意味において、通常いわれる軍隊とは、全くその性格を異にするものというべきであろう。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭34・3・2
林法制局長官 答弁〕

○林政府委員 …いわゆる外部からの武力攻撃に対して、それに対抗する実力を持つというものを軍隊といえば、これも一種の軍隊かもしれない、しかし普通の外国の軍隊と違う点は、日本の憲法上そのあり方が自衛のために必要な限度に限られておるということにある、こういうふうに政府としては解釈しておるわけであります。

この点は二つの面があると思います。一つは自衛のために必要な限度という自衛力の限度において、一つはその自衛力の行使のやり方において、この二つにおいて限界がある、かように考えておるわけであります、この点が外国のいわゆる普通の軍隊との違いである。これをもっと端的にいえば、いわゆる交戦権のあるなしということになると思います。普通の軍隊であれば、たとえば戦争が起れば、その形勢によっては外国まで攻め込んでいって戦争をすることは、国際法上何ら禁止されておりません。しかし日本の自衛隊においてはそういうことは憲法上できない。こういうところに一番大きな差がある、かように考えております。

〔衆・内閣委 昭57・7・8
角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田（禮）政府委員 …外国からわが国が侵略された場合に、それを実力をもって追い返す、排除するという組織としては、これは日本の自衛隊も、世界のほかの国の軍隊、いまアメリカ軍と言われましたが、そういうものと同じ任務を持っているということが言えると思います。

しかし、わが自衛隊は、憲法によっていろいろな制約がございます。たとえば、アメリカの軍隊を含めて世界のほかの軍隊は、国際法で特に禁止されている以外の害敵手段を自由にとることができると思います。しかしおが国の自衛隊は、自衛のため必要最小限度の武力行使しかできないということになっておりますし、交戦権も持ち得ません。海外派兵もできない。そういう憲法上の制約がある。したがって、表面的にアメリカの軍隊と似ていても、日本の自衛隊は本質的に違う、こういう説明をすることになると思います。

(質問主意書・答弁書)

(昭60・11・5 対秦 豊・参)

自衛隊は、憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考える。

また、自衛隊が国際法上「軍隊」として取り扱われるか否かは、個々の国際法の趣旨に照らして判断されるべきものであると考える。

政府としては、このような見解を従来から採ってきており、現在においても変わりはない。

(平13・5・8 対土井たか子・衆)

二について

自衛隊が軍隊であるかどうかは、軍隊の定義いかんに帰する問題である。しかしながら、自衛隊は、外国による侵略に対し、我が国を防衛する任務を有するものであるが、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考えている。

政府としては、このような見解を従来から採ってきており、現在においても変わりはない。

(平14・12・6 対櫻井充・参)

三及び八について

戦争犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（昭和28年条約第23号、第24号、第25号及び第26号。以下「ジュネーヴ諸条約」という。）は武力紛争における傷者及び病者や捕虜の待遇等について定める条約であり、ジュネーヴ諸条約にいう軍隊とは、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする組織一般を指すものと考えている。自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであって、憲法第9条第2項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらないと考えているが、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし自衛権行使の要件が満たされる場合には武力を行使して我が国を防衛する組織であることから、一般にはジュネーヴ諸条約上の軍隊に該当すると解される。我が国がジュネーヴ諸条約を締結したとしても、自衛隊が通常の観念で考えられる軍隊となるわけではなく、「陸海空軍その他の戦力」となるわけでもないことから、我が国がジュネーヴ諸条約を締結することについて憲法との関係で問題を生ずることはない。このような自衛隊の法的位置付けは、お尋ねの自衛隊員がジュネーヴ諸条約の規定による捕虜となった場合においても異なるものではない。

(平18・12・1 対鈴木宗男・衆)

一及び四について

軍隊については、その定義が一義的に定まっているわけではないと承知しているが、自衛隊は、外国による侵略に対し、我が国を防衛する任務を有するものの、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考えている。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平27・3・30
中谷防衛大臣答弁 対大塚委員〕

○国務大臣（中谷元君） まず、軍隊と自衛隊の違いですか。

軍隊については、その定義が一義的に定まっているわけではないと承知をしております。

憲法9条2項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と規定していますが、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であることから、陸海空軍その他の戦力には当たりませんということです。

また、戦力と自衛力の違いについては、憲法9条2項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と規定していますが、戦力とは、自衛のための必要最小限度を超えるものを指すと解しております。

また、憲法9条の下で保有することが認められる自衛力とは、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと解しておりますし、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限の実力組織であるから、憲法で保持が認められる自衛力である一方、憲法9条第2項で規定する陸海空軍その他の戦力には当たりませんということです。

(質問主意書・答弁書)

(平27・4・3 対今井雅人・衆)

一から四までについて

国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織を指すものと考えられている。自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであると考えているが、我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第9条の下で許容される「武力の行使」の要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。…

1—B 憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」の意味

憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」を同条第1項の「国際紛争を解決する手段としては」という言葉に結び付けて解する見解もあるが、この解釈は、結論として自衛のためであれば戦力も保持できるということを主張するものであるから、政府の採るところではない。また、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という言葉だけに結び付ける説は、第1項では全ての武力行使が否定されなくとも、第2項で全ての実力の保持が禁じられているという説に結び付くようであるが、これも政府の説と異なるものである。

政府は、従来から一貫して、第9条第1項全体の趣旨、すなわち、第1項では自衛権は否定されておらず、したがって自衛のための必要最小限度の武力行使は認められるということを第2項において「前項の目的を達するため」で受けていると解している。

(国会答弁例)

〔参・内閣委 昭48・9・13
角田内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府委員（角田禮次郎君） まず9条の1項と2項を見まして、2項に、「前項の目的を達するため、」ということばがあります。これがどういう受け方をするかということについていろいろな説があるということを申し上げたわけであります。その目で第1項を見ますと、第1項には、修飾句として「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」ということばと、それから「国際紛争を解決する手段としては、」ということばと2つあるわけであります。

ところで、学説としては、「国際紛争を解決する手段としては、」という、…そのことばのみにアクセントを置く説があるわけでございます。こういう説をとりますと、自衛のためにはいわゆる戦力まで持てるというような説になつてゐるようではあります、しかし、政府はそういう説はとつてない。…

これに対して、後者にもアクセントを置く説があるわけでございます。後者と申しますと…「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」ということばにもアクセントを置く説があるわけであります。

しからば政府の説はどうでありますかというと、いま申し上げたように、「国際紛争を解決する手段としては、」ということばだけにアクセントを置く説ではありませんで、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」ということまで含めて、全体の9条1項の趣旨、そういうものにアクセントを置いているということになるわけであります。…

ただ、それから先の2項の解釈あるいは1項の解釈になるわけでありますが、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」ということばにアクセントを置く説では、第1項ではすべての武力行使が否定される、あるいは第2項ではすべての実力組織の保持が禁じられているという説が結びついてくるわけであります。しかし、その点は政府の説は違ひまして、これは毎々申し上げているように、9条1項では自衛権は否定していない、同時に、その自衛権を裏づけるための、裏づけとしての必要最小限度の実力組織は持てる、同時に、そういう実力組織を通じての自衛行動といいますか、実力行動はできると、こういう解釈をしているわけであります。したがいまして、もう毎々申し上げているとおりでありますが、2項の解釈としては、「陸海空軍その他の戦力」ということばをこれも午前中申し上げましたけれども、結局、「戦力」ということばを裏返しますと、自衛のため必要最小限度の実力を超える力、それが憲法が禁止している戦力であるというふうに讀んでいるわけであります。「陸海空軍」ということばだとか、「その他の戦力」ということばを一つ一つ分析しては申し上げていないということを申し上げたわけでございます。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・12・5 対森 清・衆)

二について

憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」という言葉は、同条第1項全体の趣旨、すなわち、同項では国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄しているが、自衛権は否定されておらず、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているということを受けていると解している。

したがって、同条第2項は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。

(国会答弁例)

〔衆・外務委 平26・5・30
横畠内閣法制局長官答弁 対左藤委員〕

○横畠政府特別補佐人 芦田修正についてのお尋ねがございました。

芦田修正とは、衆議院帝国憲法改正案委員会において、芦田均委員長のもとで行われた憲法改正案の修正でございます。内容的には、憲法第9条第1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」という文言を、また、第2項に「前項の目的を達するため、」という文言をそれぞれ加えたことであると承知しております。

この修正をめぐりましては種々の議論がございますが、芦田氏自身、昭和32年1月5日の憲法調査会におきまして、「前項の目的を達するため」という辞句を挿入することによって原案では無条件に戦力を保有しないとあったものが一定の条件のもとに武力を持たないということになります、自衛のために武力を用いることは条約をもってしても憲法をもってしても禁じ得るものではない、「前項の目的」とは侵略戦争を放棄することを指す以外に解釈のしようがありませんなどと述べております。

しかし、平成7年に公開されました同小委員会の議事録には、修正の趣旨がそのようなものであったとかがわせるような記述はございません。